

9月からポリオの 予防接種が変わります

厚生労働省は、9月から単独の不活化ポリオワクチンの定期予防接種への導入を進めており、それに伴い、本町でも次のようにポリオの予防接種が変わります。

- 接種回数が変わります
これまでの生ポリオワクチンの場合、2回の経口接種で終わりでしたが、不活化ポリオワクチンは初回3回、追加1回、計4回の皮下接種になります。
標準的な接種年齢は、次のとおりです。
【初回接種(3回)】生後3カ月から12カ月の間に3回(20日以上の間隔をおく)
【追加接種(1回)】初回接種終了後から12カ月から18カ月までの間に1回
・5月に実施した生ポリオワクチンの集団接種を受けた(飲んだ)人は、それを1回目と数えて、2回目からの接種とします。ただし、生ポリオワクチンを2回飲んだ人は、不活化ポリオワクチンを接種する必要はありません。

- 接種方法が変わります
これまでは集団接種として、生ポリオワクチンを口から飲む経口接種を実施してきましたが、今後は不活化ポリオワクチンを注射する皮下接種になります。
- 接種場所が変わります
これまでは農村環境改善センターで5月と10月に集団接種を実施していましたが、9月からは医療機関での個別接種になります。

	ポリオワクチンを1度も受けたことがない	生ポリオワクチンを1度飲んだことがある	生ポリオワクチンを2回飲んだ
1回目	○	必要なし	※ポリオ定期接種は終了しました。不活化ポリオワクチンを接種する必要はありません。
	20日以上の間隔		
2回目	○	○	
	20日以上の間隔		
3回目	○	○	
	12カ月から18カ月の間隔		
追加	○	○	

この期間を過ぎた場合でも、対象年齢(7歳半)までは、接種ができます。過去に生ポリオワクチンを受けそびれた人も、対象年齢内であれば、不活化ポリオワクチンの定期接種を受けられます。詳しくは、かかりつけの医師か保健福祉課に問い合わせてください。

保健福祉課 健康づくり業務 ☎(62)2115

子ども

児童扶養手当の届け出 などについて

この手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

▼支給対象者

- 次のいずれかに該当する子どもを監護している父または母、もしくは父に代わって子どもを養育している人。
※子どもの年齢は、18歳の誕生日を過ぎ、最初の3月31日を迎えるまで(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)。
- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(父または母が1年以上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども、児童の父または母が母または父の申し立てにより保護命令を受けた場合など)

*次のような場合、手当は支給されません。

子どもが

- 父または母の死亡で支給される公的年金または遺族補償を受けることができるとき
- 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
- 父母または養育者が
- 公的年金給付を受けることができるとき
- 婚姻の届け出はしていなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき

▼所得制限

受給資格者の前年の所得(課税台帳上の所得に、父、母または子どもが受け取った養育費の8割を合算した額)が一定の額を超える場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

また、扶養義務者(同居の直系血族および兄弟姉妹)などの所得による所得制限もあります。所得制限限度額表を参考にしてください。

▼手当額(月額)

- 監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決めます。
- 児童1人の場合
全部支給 4万1430円
一部支給 4万1420円から9万800円までの金額
- 児童2人以上の加算額

所得制限限度額表 (単位:円)

扶養親族などの数	本 人		扶養義務者の限度額
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4人	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,090,000	3,820,000	4,260,000

※なお扶養親族の年齢により限度額が加算されます

扶養義務者の年齢	加算額
0~16歳未満	0
16~19歳未満	150,000
19~23歳未満	150,000
23~70歳未満	0
70歳~	100,000

2人目 50000円、3人目以降1人につき30000円
▼手当を受ける手続き

- 次の書類を添えて保健福祉課で手続きしてください。
- ①認定請求書
- ②請求者と対象になる子どもの戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票
- ③その他必要な書類
- 所得制限限度額や必要な書類など、詳細については保健福祉課に問い合わせてください。

▼問い合わせ先
保健福祉課 社会福祉業務
☎(62)2115

子宮頸がん予防接種の 費用助成について

子宮頸がんは子宮の入り口付近にできるがんで、20代、30代の若い女性に増えています。町では、子宮頸がん予防接種対象者(中学1年生から高校1年生に相当する年齢の女性)の接種に対して約9割の費用助成を実施しており、1回につき1500円で接種を受けることができます。接種回数は3回で、1回目終了後1カ月以上の間隔を開けて2回目、2回目終了後6カ月以上の間隔を開けて3回目の接種をしてください。
特に、高校1年生に相当する年齢の人は費用助成の期間が短いので(25年3月末まで、接種を希望する場合は夏休み中に1回目の接種を受けてください。助成期間外の接種はいかなる理由があっても費用助成の対象とはなりません。)

子宮がん施設検診実施 医療機関の変更

会津若松市の「古川産科婦人科」は今年度の子宮がん施設検診は行いません。
▼問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり業務
☎(62)2115

募集

町では臨時技能労務員を募集します

町では、家庭資源生ごみ拠点回収業務に従事する臨時技能労務員を募集します。

▼勤務内容

家庭資源生ごみ拠点回収地区及び学校、保育所の生ごみの収集運搬。勤務日は原則として月水、金曜日で、月曜日は半日勤務とします。また、学校の長期休業中は水、金曜日でも半日勤務とします。

▼募集人員 1名

▼応募資格

・普通自動車運転免許取得者
・町内に住所があり、健康状態が良好な人

▼賃金 日額7000円

▼応募手続き

市販の履歴書に記入し、3カ月以内に撮影した写真を貼り付けの上、町民生活課に持参してください。

▼募集締め切り

8月23日(木)

▼選考 書類選考で決定します

▼申し込み・問い合わせ先

町民生活課 生活環境業務
☎(62)2114

相談

高齢者・障がい者の人権あんしん相談

9月10日(月)から16日(日)までの7日間は、全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間です。身体的・心理的虐待、差別やいやがらせなど高齢者や障がい者の抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談には人権擁護委員と法務局職員が応じます。

▼時間 午前8時30分から午後7時まで(ただし15日・16日は午前10時から午後5時まで)

▼相談電話

☎0570(003)110

※強化週間以外の日も午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています(土・日・祝日除く)

▼問い合わせ先

福島地方法務局人権擁護課
☎024(534)1994

期間中は、町でも人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。相談は無料で秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。
▼開催日時 9月5日(水)

地域給付金の申請はお早めに

県南・会津・南会津地域給付金の申請期限は、11月30日(郵送の場合は、当日消印有効)です。期限を過ぎると受給できなくなりしますので、申請していない人は、忘れずに申請してください。

▼問い合わせ先

総務課地域給付金窓口
☎(72)0677

再エネ賦課金の免除措置について

電気料金の一部である再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る賦課金について、東日本大震災の被災者に対する免除措置があります。

▼免除額

標準家庭で年間約800円※今年の8月分から翌年の4月分

▼対象者

・東日本大震災により罹災証明を受けた電気の利用者
・警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域または原子力災害対策本部が指定する特定避難勧奨地点に所在している電気の利用者
※避難している人は、避難先で免除を受けることが可能

告示

掲示板

▼申し出手続き

近くの電力会社の窓口まで、証明書類(罹災証明書または警戒区域等内の住所が記載された住民票や免許証など)を提示または送付する。

手続きの詳細については、左記に問い合わせてください。

▼問い合わせ先

東北電力コールセンター
☎0120(175)466

・第77号「猪苗代町個人線量計配付事業実施要綱」(総務課秘書広報業務)
・第78号「国民健康保険被保険者証無効告示」(町民生活課国保年金業務)

・第79号「公売通知書の公示送達について」(税務課収納業務)

・第80号「繰上徴収通知書の公示送達について」(税務課収納業務)

・第81号「平成23年度固定資産税4期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

・第82号「平成23年度国民健康保険税8期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

・第83号「地域密着型サービス

▼場所 役場3階 日本間
▼問い合わせ先
総務課 秘書広報業務
☎(62)2111

行政相談委員に相談してみませんか

国、県、市町村などの役所やN・T・Tなどの特殊法人の仕事について、苦情、意見や要望を受けるのが行政相談会です。

▼町行政相談委員

宮沢 重正さん(下館)

☎(66)3995

▼開催日時

9月19日(水)

午後1時から午後3時まで

▼会場 役場3階 日本間

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報業務
☎(62)2111

お知らせ

農業委員が農地パトロールを実施します

農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図るため、毎年、農地パトロールを実施し、遊休農地

公告

・第30号「平成24年度における猪苗代町の発注予定工事情報」(企画財務課財務業務)
・第31号「インターネット公売の公告について(第3号)」(税務課収納業務)
・第32号「猪苗代町指定給水装

お盆期間中の町内医療機関の診療日をお知らせします

医療機関名	日にち	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
浅見クリニック	午前	13時まで		○	○				
	午後			○	○				
小川医院	午前		○	○	○				
	午後		○	○	○				
かねこクリニック	午前	○	○		○				○
	午後	○							○
野崎医院	午前	○	○						○
	午後	○							○
マリアクリニック	午前	○						○	
	午後	○						○	
矢吹医院	午前	○	○		○				○
	午後	○			○				○
六角医院	午前	○	○						○
	午後	○							○
町立病院	午前	○	○		○				○
	午後	○			○				○

○会津若松市休日緊急医割当(8月12日)
小児科 扇町渡部小児科アレルギー科医院(扇町26-1) ☎(25)5515
内科系 佐藤内科小児科医院(新横町6-26) ☎(27)3286
外科系 前田眼科医院(中町3-30) ☎(27)0707
○会津若松市夜間急病センター(山鹿町1-22) ☎(28)1199
受付時間 18:30~22:30(年中無休)

の発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組んでいます。
パトロール当日は、公用車に「農地パトロール実施中」のマグネットを貼り、農業委員会の帽子と腕章を着用した地区担当農業委員と事務局職員が、巡回します。
本年度の農地パトロールの日程は表のとおりです。

地区名	パトロール実施日	担当委員
猪苗代	8月20日(月)	山本廣市・笹岡正人
翁島	8月21日(火)	穴澤清和・鈴木秀康・穴澤進
千里	8月23日(木)	鈴木輝夫・長沼一夫・安達寿人
月輪	8月24日(金)	古川文和・佐藤睦弘・佐藤光幸・大川原けい子
長瀬	8月27日(月)	武田利和・佐藤智昭・阿部幸喜
吾妻	8月29日(水)	渡部長昭・佐藤英一郎

置工事業業者の公告について(上下水道課水道施設業務)
・第33号「農用地利用集積計画の公告について(7月)」(農業委員会農地業務)
・第34号「猪苗代町指定給水装置工事事業者の公告について(上下水道課水道施設業務)」
※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧になるか、それぞれの担当課に問い合わせてください。